

物件名							担当者	
所在地	〒 部・県 市 区 町 丁目 番地 号						契約予定日	
家賃	円	管理費・共益費	円	礼金	ヵ月	仲介料	ヵ月	
				敷金	ヵ月	保険料	円	
				保証金	ヵ月	その他		

申込者	(フリガナ)	性別	国籍	生年月日	西暦	年	月	日	(歳)
	氏名	男		家族構成	<input type="checkbox"/> 既婚	<input type="checkbox"/> 結婚予定	<input type="checkbox"/> 独身	子供	人 ・ 親兄弟
	現住所	〒			自宅TEL	—	—		
	現住居	1.賃貸(DK、家賃 円、居住年数 年) 2.家族所有 3.社宅/寮 4.公営住宅 5.自己所有 6.その他()			携帯TEL	—	—		
	転居理由	1.結婚(月入籍予定) 2.独立 3.就職/入学 4.転職 5.転職 6.通勤時間 7.手狭 8.家賃高い 9.更新 10.その他()							
	勤務先 学校名	所在地 電話	〒	TEL	—	—			
	※派遣元がある場合等の記入欄		〒	TEL	—	—			
	職種	1.正社員 2.正社員以外(口契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員) 3.公務員 4.自営業 5.パート/アルバイト 6.学生 7.その他()							
	業種	1.金融 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療 11.飲食 12.その他()							
	資本金	百万円	従業員数	人	設立	西暦	年	月	

入居者 (同居者)	入居される方	1.申込者のみ 2.申込者および家族 3.家族(申込者以外) 4.その他()					
	氏名	フリガナ	続柄	生年月日	連絡先	勤務先又は学校名	年収
				西暦 年 月 日	— —		万円
				西暦 年 月 日	— —		万円
				西暦 年 月 日	— —		万円

口緊急連絡先 口連帯保証人	(フリガナ)	続柄	性別	生年月日	西暦	年	月	日	(歳)
	氏名		男	家族構成	<input type="checkbox"/> 既婚	<input type="checkbox"/> 結婚予定	<input type="checkbox"/> 独身	子供	人 ・ 親兄弟
	現住所	〒			自宅TEL	—	—		
					携帯TEL	—	—		
					メールアドレス	—	—		
	勤務先 所属部署	所在地 電話	〒	TEL	—	—			
	【連帯保証人契約】下記太枠内もご記入下さい								
	職種	1.正社員 2.正社員以外(口契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員) 3.公務員 4.自営業 5.パート/アルバイト 6.年金が主な収入 7.その他()							
	業種	1.金融 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療 11.飲食 12.その他()							
	資本金	百万円	従業員数	人	設立	西暦	年	月	

入社年月	西暦 年 月	所属部署	支店・営業所・部・課(等)	役職		税込年収	万円
勤続年数	年 月	住居	1.自己所有 2.民間賃貸 3.公園・公営住宅 4.社宅・官舎 5.その他()			居住年数	年

【特約・備考】 親名義・子入居の場合は、左記にチェックをいれてください。

【申込書記入要領】 申込者………20歳以上であれば学生でも可。学部学年も記入してください。
 入居者………申込者本人の場合も記入してください。
 連帯保証人………基本的に申込者の親族で保証能力のある方を記入してください。

全て必須記入事項です。未記入部分がある場合は、物件を止められませんのでご了承ください。

【注意事項】
 *申込者は入居条件に適合しない場合、お断りすることがあります。
 *日割り家賃は、原則として入居可能日から計算いたします。但し、即入居可能な物件については、貸主の承諾日より7日後から14日程度で日割り賃料発生となります。
 *契約時には下記書類が必要となります。審査が下りましたら下記書類を取り揃え、契約時にお持ちください。また、契約時にご提出いただいた書類は原則として返却できません、(不足書類がある場合は、契約成立となりません。)
 *契約締結後の解約は、一定期間前の予告が必要となります。

【個人情報の取り扱いについて】
 弊社で取得したお客様の個人情報は、不動産物件の紹介、入居・使用申込の結果等の連絡、建物賃貸借及び駐車場使用の契約・連帯保証契約の締結及び履行、契約後の管理・アフターサービスなどの実施、入金・支払等の経理管理及びこれらに付帯・関連する業務のために利用します。詳細は下記ホームページをご覧ください。
<https://rent.k-co.jp/privacy/>
 申し込みがキャンセルとなった場合、お預かりした申込書及び書類等は破棄いたします。

【契約時必要書類】(場合により別途ご用意いただくものもあります)
 入居者(全員分)身分証明書(免許証・健康保険証等)
 入居者(全員分)顔写真(スナップ可)
 申込者の印鑑(認印、銀行届け出印 ※シャチハタ不可)
 申込者の銀行口座がわかるもの(保険料等、口座振替使用の為)
 申込者・契約者が学生の場合、学生証コピー
 連帯保証人引受承諾書(当社指定のもの)または連帯保証人の実印
 連帯保証人の印鑑証明書 1通
 ※マイナンバーが記載されている書面のお取り扱いはできません。

ご希望により下記のサービスを提供します

- * インターネット接続業者の紹介
- * 引っ越し業者の紹介
- * 鍵交換等の手配

【申込金について】
 物件をお申込いただくお客様より、賃料の1ヶ月分をお申込金としてお預りさせていただきます。
 (契約不成立の場合はご返金致します。)
 [申込金お振込み口座] 巢鴨信用金庫 春日町支店 普通口座 3050329 カ) ケーコーポレーション カンリブ

左記の記載内容に相違なく入居申込致します。
 尚、上記注意事項等を承認の上、貸主の審査の結果お断りされても異議申し立てを致しません。

西暦 申込者 印又はサイン

仲介会社 (御社名)	ご担当者名	TEL	FAX
---------------	-------	-----	-----

※ご担当者様へ……契約者・連帯保証人への本人確認及び在籍確認をさせていただきますので、その旨ご案内ください。

当社 使用 欄	新TEL				
	担当	本人確認	保証人確認	経理	承認

株式会社ケーコーポレーション 管理部
 東京都文京区白山1-33-18 白山NTビル2F
 TEL 03(5805)5951 FAX 03(3814)8351
 MAIL kanri@k-co.jp
 (K2112)

個人情報の取扱について（賃貸・売買・管理）

■個人情報取扱に関する基本姿勢

弊社は、個人情報保護に関する法令を遵守し、その取扱及び保護等について、個人情報保護法の規定に基づき、下記のとおりご説明いたします。

1. お客様の個人情報の利用目的

- ①物件情報を取引の相手方探索のために利用します。②物件情報をインターネット、チラシ等広告をするために利用します。③物件情報を、取引の相手方探索のため指定流通機構の物件検索システム（レインズ）に登録する場合があります。なお契約後、指定流通機構（宅地建物取引業法により、国土交通大臣の指定を受けた機構。）に対し、成約情報（成約情報は、成約した物件の、物件概要、契約年月日、成約価格などの情報で、氏名は含みません。）を提供します。指定流通機構は、物件情報及び成約情報を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。④不動産の売買契約又は賃貸契約の相手方を探索すること及び売買、賃貸借、仲介、管理等の契約を締結し、契約に基づく役務を提供することに利用します。⑤管理が伴う場合には、マンション等の管理組合で締結した管理委託契約業務履行のため利用します。⑥上記、①から⑤の業務に付随する、お客様にとって有用と思われる当社及び提携先のご案内や商品の発送、関連するアフターサービス、また、管理においてのメンテナンス等の業務に関するお知らせ等に利用します。⑦宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿及びその資料として保管します。⑧不動産の売買、賃貸等に関する価格査定に利用します。価格査定に用いた成約情報は、宅地建物取引業法第34条の2第2項に規定する「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。⑨下記3記載の第三者に提供します。

2. 当社が保有している個人情報と利用目的

①当社は、当社との不動産取引に伴い賃貸物件の入居希望者様・入居者様、売買物件の申込者様・購入者様、管理もしくは媒介の委託を受けた不動産の所有者その他権利者様から受領した申込書、契約書等に記載された個人情報、その他適正な手段で入手した個人情報を有しています。②お客様との契約の履行、賃貸取引にあっては契約管理、売買取引にあっては契約後の管理・アフターサービス実施のため利用します。

3. 個人情報の第三者への提供

当社が保有する個人情報は、お客様との契約の履行、賃貸取引にあっては契約管理、売買取引にあっては契約後の管理・アフターサービスの実施のため、業務の内容に応じて、氏名、住所、電話番号、生年月日、不動産物件情報、成約情報を、書面、郵便物、電話、インターネット、電子メール、広告媒体等で次の①～⑩記載の第三者に提供されます。なお、お客様からの申出がありましたら、提供は停止いたします。

- ①お客様から委託を受けた事項についての契約の相手方となる者、その見込者。②他の宅地建物取引業者。③インターネット広告、その他広告の掲載事業者及び団体。④指定流通機構（専属専任媒介契約、専任媒介契約が締結された場合には、宅地建物取引業法に基づき、指定流通機構への登録及び成約情報の通知が宅地建物取引業者に義務付けられます。）⑤登記に関する司法書士、土地家屋調査士。⑥融資等に関する金融機関関係。⑦対象不動産について管理の必要がある場合における管理業者。⑧当社の管理が生じる場合は、管理委託契約の重要事項説明書に定める業務委託先及び管理費引き落としの際の振込先金融機関、管理組合役員⑨入居希望者様の信用照会のための信用情報機関（必要な場合）。⑩入居者様が賃料を滞納した場合の滞納取立者。⑪お客様にとって有用と思われる当社提携先。

4. 個人情報の保護対策

- ①当社の従業員に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。②当社のデータベース等に対する必要な安全管理措置を実施いたします。

5. 個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人データの扱いの全部又は一部について外部委託をするときは、必要な契約を締結し、適切な管理・監督を行います。

6. 個人情報の共同利用

お客様の個人情報を共同利用する際には、個人情報保護法に定める別途必要な処置を講じます。

7. 個人情報の開示請求及び訂正、利用の停止等の申出及び取扱に関する苦情

お客様より、個人情報取扱に関する各種お問合せ及びご相談の窓口は下記のとおりです。

（個人情報取扱事業者）
株式会社 ケーコーポレーション 本店

〒113-0001

東京都文京区白山1-33-19

TEL 03-5689-0441

FAX 03-5689-6809

MAIL k.honten@k-co.jp

担当者：

本書面の説明を受け、個人情報の提供・利用について承諾し、
本書面の交付を受けました。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

【申込金・契約金振込先】

<振込み先>

巢鴨信用金庫 春日町支店

(普) 3050329

名義人 株) ケーコーポレーション管理部

カ) ケーコーポレーションカンリブ

窓口でお振込の場合は電信扱いでお願い致します。

尚、振込み手数料はお客様のご負担でお願い致します。

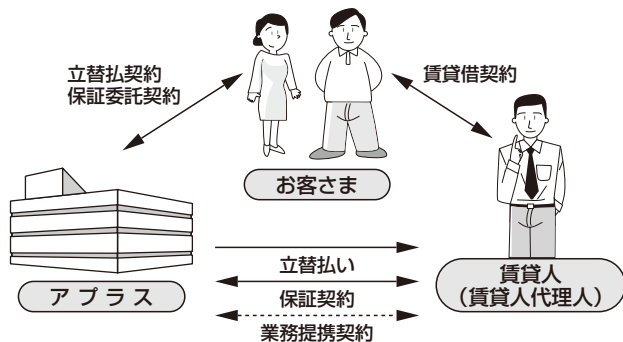
家賃サービス「プラス」契約について

1. 契約内容を明らかにした書面をよく読みましょう。

- 「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス「プラス」契約について」と「アプラス家賃サービス「プラス」申込書兼契約書」)をよくお読みください。
- 「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(賃貸人代理人)、家賃サービス「プラス」(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- 「家賃サービス「プラス」契約について」と「アプラス家賃サービス「プラス」申込書兼契約書」(写し)は大切に保管してください。

2. 家賃サービス「プラス」の仕組み

この家賃サービス「プラス」は、三者間の取引です。



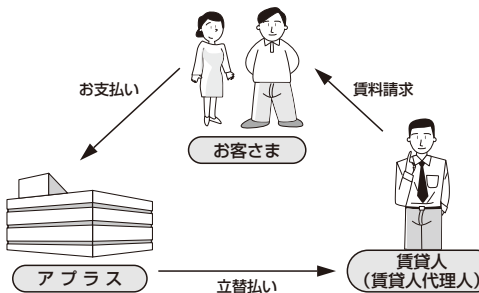
- お客さまがこの家賃サービス「プラス」を利用して賃貸借契約を締結された場合、家賃、管理費・共益費、駐車場代金等の賃借費用等はアプラスがお客さまに代わって立替払いします。お客さまは賃借費用等をアプラスの口座振替の仕組みを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。
- また、延滞等により賃貸借契約を解除された場合は、お客さまが賃貸人に対して負担すべき債務や費用等をアプラスがお客さまに代わって保証履行いたします。アプラスが保証する債務等の範囲は、以下の通りです。

- ① 賃貸借終了から物件明渡日までに発生する損害賠償債務 ※①～③の合計24ヶ月分まで
- ② 残置物の撤去費用(賃料の1ヶ月分)
- ③ 賃借物件の原状回復費用(賃料の2ヶ月分上限)
- ④ 立退きに係る法的手続き費用(訴訟費用、保全費用、強制執行費用、弁護士費用等)但し200万円を上限とします。

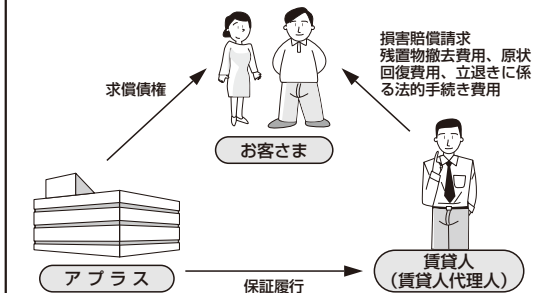
- 左の図のようにお客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約と保証委託契約を結ぶことになります。
- また、Aの図は、月々の立替金の弁済がされており賃貸借契約が継続している場合の請求とお金の流れを表しています。Bの図は、月々の弁済金の延滞に伴い賃貸借契約が解除された後の債権債務の関係を表しています。お客さまに対する賃貸人からの損害賠償請求や費用の請求についてはアプラスが保証履行して支払います。アプラスはこれにより求償権を得ますので、お客さまはアプラスに対して求償債務を返済する義務が生じることを表しています。※一定の場合にはアプラスが保証契約を解除することがあります。詳しくは「お申込みの内容」をご参照願います。

- 家賃サービス「プラス」契約に関して、お客さまの情報が個人信用情報機関に「カード商品」または別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。

A 賃貸借契約継続時



B 賃貸借契約解除後



3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。
(例) 11月分家賃→10月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新される時は…

賃貸借契約の期間満了後も引続きお住まいになる場合は、賃貸人(賃貸人代理人)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(賃貸人代理人)にご確認ください。

5. 賃貸借契約を解約(終了)される時は…

賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡しされる時は、明渡し予定日を賃貸人(賃貸人代理人)にご連絡ください。

ご注意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がござります。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

お願い

新しい電話番号が決定しましたら…
契約後、ご住所を変更される場合は…
アプラス家賃サービス係まで
ご連絡をお願いします。

信販会社への
問い合わせ・相談窓口は…



家賃サービスに関するお問い合わせ先

- 家賃サービス係 ☎ 0570-064-263
- ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
- ※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

個人情報取扱いに関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・利用の同意)

- (1) 申込者(契約者を含む。以下「私」といいます)は、株式会社アプラス(以下「会社」といいます)が立替払契約および保証委託契約(申込を含む。以下「本契約」といいます)ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます)を、保護措置を講じたうえで収集し利用することおよび以下の会社の関連会社(以下単に「関連会社」といいます)と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。
- ① 会社所定の申込書兼契約書(以下「申込書等」といいます)に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)
- ② 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ③ 本契約に関する利用開始後の返済残高・月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」
- ④ 私が申告した私の年収(世帯年収を含む)、資産、負債、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」

【個人情報を会社と共同して利用する会社の関連会社】

- 社名：株式会社アプラスフィナンシャル
住所：大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
 - 社名：株式会社アプラスパーソナルローン
住所：大阪府吹田市豊津町9番1号
(共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス)
- (2) 私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手を含む)または会社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。
- (3) 私は、会社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。
- (4) 会社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- (5) 私は、申込書等に記載の貸貨人もしくは貸貨人代理人が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、申込書等に記載の貸貨人もしくは貸貨人代理人が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。
- (6) 私は、申込書等に記載の貸貨人もしくは貸貨人代理人が私との賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要な範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

第2条 (個人情報の与信関連業務以外の利用)

- (1) 私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
- ② 市場調査、商品開発のために利用する場合。
- ③ 書面やその他媒体(電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
- (2) 私は、関連会社が、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- (3) 私は、会社が、会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条 (新生銀行グループにおける共同利用)

- 私は、会社が、株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます)およびそのグループ企業(ただし、会社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人情報情報機関から取得した個人情報を除く)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。
- ① 私への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ② 私が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
- ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
- ④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※ 新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

第4条 (個人信用情報機関への登録・利用の同意)

- (1) 私は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます)および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、私の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合は、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2) 私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に

定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り利用されることに同意します。

- (3) 加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー(略称C I C)
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15F
電話番号：ナビダイヤル 0570-666-414
URL：<https://www.cic.co.jp/>

登録情報	登録期間
① 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の個人情報	下記のいずれかが登録されている期間
② 本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③ 本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④ 債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

- (4) 提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

① 名称：株式会社日本信用情報機構(略称J I C C)
住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号
住友不動産上野ビル5号館
電話番号：ナビダイヤル 0570-055-955
URL：<https://www.jicc.co.jp/>

② 名称：全国銀行個人信用情報センター(略称K S C)
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※ J I C CおよびK S Cの加盟会員により利用される個人情報は、上記表中の「④債務の支払を延滞等した事実」となります。

第5条 (個人情報の預託等の同意)

- (1) 私は、会社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2) 私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②、③の情報に下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- 名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
- 名称：アルファ債権回収株式会社
住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号
新宿スクエアタワー8階

第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 私は、会社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
- ① 会社が開示を求める場合には、第11条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。
- ② 個人信用情報機関が開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- (2) 前項に基づく会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 (本条項不同意の場合の措置)

私は、私が本契約において必要な記載事項(申込書等に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する可能性があることに同意するものとします。

第8条 (利用停止の申出)

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であっても、私が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、会社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、会社が送付する「ご返済予定表」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

第9条 (契約が不成立の場合の同意)

私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条 (条項の変更)

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条 (個人情報に関する問い合わせ窓口)

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合せ先は以下のとおりです。

住所：吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂
担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室
電話番号：0570-001-770 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
※電話番号は、お間違いないようお願いいたします。

URL：<https://www.aplus.co.jp/>

お申込みの内容(約款)※契約成立後は、契約条項となります

申込者(契約者を含む、以下、「私」といいます)は、「アプラス家貸サービス」(「アプラス申込書契約書」(以下、単に「契約書」といいます)記載の賃借物件(以下、「賃借物件」といいます)に係る賃借契約者(以下、「賃借契約者」とい、賃借契約者が私である場合を含みます)が、契約書記載の賃借人(以下、「賃借人」といいます)との間で締結する賃借契約に関して、①私または賃借契約者が賃借人および賃借契約者の賃借人代理人(以下、「賃借人代理人」といいます)に対して支払う費用(その具体的な内容は、立替払契約条項第1条に定めるものとします)の立替払および②私または賃借契約者が賃借人および賃借人代理人に対して負う債務のうち、保証委託契約条項第2条に定める債務の保証について、次のとおり株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)との間で、立替払契約および保証委託契約を締結します。

【立替払契約条項】

第1条(立替払)

①私は、賃借契約者が賃借人との間で締結した賃借契約に基づき、賃借人に対して支払う契約記載の月額賃借費用(以下、「賃借費用」といいます)を、会社が賃借人に立替払すること、および②賃借契約者が賃借契約に関して賃借人代理人に対して負担する更新事務手数料その他の費用(以下「賃借人代理人費用」といいます)を会社が賃借人代理人に立替払することを会社に委託し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃借人が、①の賃借費用の集金を賃借人代理人に委託している場合には、私は会社が賃借費用を賃借人代理人に立替払することを委託するものとします。

②私は、賃借物件における水道・ガスその他の使用料金、賃借契約者と賃借人の賃借契約書に記載された当該賃借契約に基づき賃借契約者が負担する更新料、増額金、早期解約違約金(一定期間内に賃借契約者都合による解約または賃借人による解除がなされた場合に、賃借契約者が負担する金額をいいます。ただし、月額賃料の2ヶ月分を上限とします)およびその他賃借契約に関して私が負担する手数料等(以下、これを「その他費用」とい、賃借費用および賃借人代理人費用とあわせて「賃借費用等」といいます)を本契約の対象とすることができるの、その場合は、私は会社に対し、その他費用等の立替払を委託するものとします。なお、この場合の立替払額は、賃借人または賃借人代理人が会社に通知した額とします。

第2条(賃借費用等の立替払)

①会社は、賃借人または賃借人代理人との間で取決められた期間に、賃借費用等を立替払するものとします。
②私は、会社が賃借人または賃借人代理人との間で取決めにより前項の立替払日を変更できることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第3条(弁済金の返済)

私は、会社に対して、賃借費用等に契約書記載の事務手数料を加えた契約書記載の月額支払合計金(以下、「弁済金」といいます)を、契約書記載の支払日に、私が指定した会社が認めた支払口座からの口座振替の方法により支払うものとします。

第4条(初回事務手数料)

私は、本契約について、契約書記載の初回事務手数料を契約書記載の初回支払日までに会社に支払うものとします。

第5条(立替払の停止)

①私は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、立替払を停止することができるものとします。①私が、弁済金の支払いを3ヶ月分(但し賃借費用及び水道・ガスその他の使用料金の3ヶ月分とします)を滞滞したとき、②私が弁済金の支払いを滞滞した場合において、賃借人または賃借人代理人が私または賃借契約者に対する所定の明渡請求義務を怠ったとき、③会社が、私から賃借契約を終了させる内容の通知を受けたとき、④賃借契約について、私および賃借契約者が賃借人または賃借人代理人との間で協議が生じているとき、⑤賃借人または賃借人代理人が、賃借人または賃借人代理人と会社の本契約取扱いに係る提携契約(以下「提携契約」といいます)で定められた禁止事項に違反したとき、⑥賃借人または賃借人代理人が賃借費用等の収受権限を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払等を行うための要件が充足されているか否かについて疑義が生じたとき、会社は判断したとき、

第6条(立替払契約の終了)

立替払契約は、本契約が私に対する場合のほか、賃借契約が終了したとき、当然に終了するものとします。ただし、早期解約違約金の立替払についてはこの限りではなく、また、立替払契約に基づき会社が合理的に債務の支払いを完了していない場合は、私はその支払いを免れることはできず、その限りにおいて立替払はなお効力を有するものとします。

【保証委託契約条項】

第1条(保証委託)

私は、賃借契約に関して賃借人に対して負担する債務のうち第2条に定める費用の支払債務について、会社に対して連帯保証を委託し、会社はこれを受託するものとします。

第2条(保証の対象となる債務)

①保証委託契約の対象となる債務は、賃借契約に関して、賃借契約者が賃借人に対して負う債務のうち、以下の各号に定める費用等の支払債務とします。(但し、①乃至③については賃借費用の24ヶ月分を上限とし、24ヶ月分を超えたときは、超過分については連帯保証しないものとします。①賃借費用等および賃借契約終了後賃借費用明渡までの間に発生する賃借物件の使用に係る損害賠償債務、②現物物の去来費用(但し、弁済金または求償債務の支払いを滞滞している場合に限定し、賃借費用の1ヶ月分を上限とします。③賃借物件の原状回復費用(但し、弁済金または求償債務の支払いを滞滞している場合に限定し、通常使用に伴う消耗品を除き、賃借費用の2ヶ月分を上限とします。④賃借物件の明渡しに関し、賃借人が法的手續(訴訟手続、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印代、郵便代、郵券代等のいわゆる営業の訴訟費用のみならず、弁済上費用(手続の前提となる解除通知の発送や法的手續前の任意交渉や弁護士に委任する場合の費用を含みます)。執行補助者費用、現物置産去来費用等を含み、200万円を上限とします。⑤前項各号に定める費用の支払いを滞滞した場合の違約金、遅延損害金の支払債務は、保証委託契約の対象とはならないものとします。

第3条(保証債務の履行)

①会社が保証債務を履行した場合には、私は、当該債務その他本契約に基づき私が会社に対して負担する一切の債務を、会社に対して直ちに支払うものとします。
②私は、会社に対し、会社が賃借人に対して負担する保証債務の履行及びその増加を防止する義務を負うものとします。
③会社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、保証債務を免責されるものとします。①私が、弁済金の支払いを滞滞したときに、賃借人または賃借人代理人が私または賃借契約者に対する所定の明渡請求義務を怠ったとき、②賃借契約について、私および賃借契約者と賃借人または賃借人代理人との間で協議が生じているとき、③賃借人または賃借人代理人が提携契約で定められた禁止事項に反する行為を行ったとき、

第4条(保証委託契約の終了)

①「立替払契約条項」第5条に基づき立替払を停止したと、保証債務履行終了までの契約書記載の事務手数料は、「保証委託契約条項」第2条第1項①号に対する保証委託手数料として、私が引き続き会社に支払うものとします。
②「立替払契約及び保証委託契約についての共通条項」

第1条(有効期間)

①(立替払契約および保証委託契約(以下、これを「本契約」といいます)は、会社が所定の手續をもって承諾し、賃借人または賃借人代理人に通知したとき成立するものとし、賃借物件の明渡しがなされるまで(但し、明渡し後会社が保証委託契約条項第2条第1項②乃至④号の債務を保証履行するときは、当該保証履行が完了するまで)存続するものとします。また会社が承諾しない場合もその旨賃借人または賃借人代理人に通知されるものとします。この場合、賃借人または賃借人代理人から私にその旨が通知されるものとします。
②本契約は、賃借契約者と賃借人との間の賃借契約が更新された場合は、更新後の期間についても有効に存続するものとします。
③私が、賃借契約に定める期間に賃借契約を終了もしくは解約の申出を行わないときは、私は、会社が賃借人または賃借人代理人から通知された条件により、賃借契約およびこれに基づき本契約が更新されたことと取扱いを行わないものとします。なお、私は会社から賃借契約の更新条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

第2条(賃借費用等の変更)

私は、賃借契約期間中に次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払委託および保証委託する賃借費用等も当然に変更され、賃借人または賃借人代理人から会社に通知があったときに、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この場合、特に変更契約書の取交わりを行わないものとします。①賃借費用等の改定、②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅、③消費税法で定める税率または課税範囲の変更が対応すること、

第3条(債権譲渡)

①私(賃借契約者である場合に限る。以下、本条において同じ)は、本契約に基づき、会社に対して現在負担し、または将来負担する一切の債務を担保するため、私が賃借人に対して、現在存在し、また将来有する次の各号に定める債権を会社に譲渡するものとします。①賃借物件の明渡時に返還を受けを条件として、私が賃借人に預託した敷金・保証金その他の金員の返還請求権、②賃借物件明渡の日以降の本借期間相当分の日割の賃借費用等の返還請求権。
②私は、前項の債権譲渡について、賃借人に対して行方債権譲渡通知の権限を会社に付与するものと、会社は承諾が無い限り、この権限を取消または撤回しないものとします。

第4条(届出事項の変更)

①私は、私または賃借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社へ電話等での連絡により届け出ることとするものとします。
②私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類等が延着または不到達になった場合、会社が通常到達すべき日に到達したものとみなすことと異議のないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第5条(費用等の負担)

①私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②私が会社に対する弁済金の支払いを滞滞したこと、③会社が振込額を送付する等の再請求手續を行ったときは、再請求手續1回につき600円(税込)を上限とした費用。④会社が私の都合により前払金金たした、1回につき1,000円(税込)。⑤会社が私に対して、書面による警告をしたときは、当該警告を受けたとき、⑥会社が保証債務を履行したときは、履行に要した費用。⑦本契約の締結費用および本契約に基づき会社の権利行使または保全のために、会社が法的手續(訴訟費用、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印代、郵便代、郵券代等のいわゆる営業の訴訟費用のみならず、弁済上費用(法的手續(訴訟手続、保全手続、強制執行手続等)を取った場合に生じる一切の費用(印代、郵便代、郵券代等のいわゆる営業の訴訟費用のみならず、弁済上費用(法的手續の前提となる解除通知の発送や法的手續前の任意交渉や弁護士に委任する場合の費用を含みます)。執行補助者費用、現物置産去来費用等を含みます)とします。
②私が会社に支払う費用について公取公課が課せられる場合または公取公課(消費税等)が変更された場合は、私は、当該公取公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第6条(前払)

①私は、賃借契約に関して、賃借人または賃借人代理人との間で締結が生じた場合は、すべて私および賃借契約者と賃借人および賃借人代理人との間で解決するものと、会社に対する弁済金および求償債務の支払いを免れることはできないものとします。

②私は、賃借契約者が、賃借契約に関し、賃借人または賃借人代理人に対して、賃借費用等の債務の支払停止を主張し得る正当な事由が存じ、賃借人または賃借人代理人に対する支払いを停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以後に支払日届が到来する賃借費用等について、賃借人または賃借人代理人に対する立替払または保証債務の支払いの停止を会社に依頼することができるものとします。

③私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃借人または賃借人代理人に賃借費用等の立替払または保証債務の履行をした場合、私は、会社に対する弁済金の支払債務または求償債務を免れることができないものとします。

第7条(遅延損害金)

私が会社に対する弁済金の支払いまたは求償債務の支払いを滞滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各弁済金または求償額に対して年14.60%(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条(賃借契約の終了の通知)

①私は、賃借契約の解除または解約もしくは賃借契約期間の満了等により、賃借契約を終了するときは、賃借人または賃借人代理人に対し、賃借契約書に定める期間までその旨を通知するものとします。
②私が前項の通知を怠った場合については、第6条第3項に準ずるものとします。

第9条(本契約の通知)

①本契約は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合に当然に終了するものとします。ただし、私が本契約に基づき会社に対する債務の支払いを完了していない場合、私はその支払いを免れることはできず、その限りにおいて本契約はなお効力を有するものとします。①賃借物件の変更、賃借費用の変更その他賃借契約の内容に重大な変更があったとき、②賃借物件について、賃借人または賃借人代理人が賃借費用等の収受権限を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払等を行うための要件が充足されなくなったとき、③提携契約が終了したとき、④私が賃借費用等の債務の支払停止を主張し得る正当な事由を理由に賃借費用等の支払いを拒否し、賃借人または賃借人代理人と私が賃借契約者との間で賃借契約について協議が生じ、これが1ヶ月以上解決しないとき、⑤賃借人が私または賃借契約者に対して提起した建物明渡請求訴訟において、賃借人が賃料不払いを理由に行った賃借契約の解除の効力が認められず、賃借契約が存続するとき、⑥賃借人が賃料不払いを理由に賃借契約を解除した後、賃借人と私または賃借契約者が、再度賃借契約を締結する。あるいは従前の賃借契約の存在を認める等の内容の和解をしたとき、⑦賃借人が私または賃借契約者に対して提起した建物明渡請求訴訟の第1回期日から6ヶ月を経過したにもかかわらず、賃借契約書に記載の人居者(以下、「人居者」といいます)が賃借物件から退去しないこと(ただし、同訴訟の第一審判決がすでになされている場合を除く)⑧私について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任されたとき、⑨私が死亡したとき、

⑩本契約は、以下の事由が生じた場合も、当然に終了しないものとします。①私について破産手続開始決定がなされたとき(破産管財人が選任された場合を除く)。

第10条(期限の利益の喪失、本契約の解除)

①次の各号のいずれかの事由が生じたとき、または次項により会社が本契約を解除したときは、私は当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに払ふものとします。この場合において、私が本契約に基づき会社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。①私が本契約に基づき弁済金の支払を滞滞したとき、②私が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公取公課の滞り処分を受けたとき、③私について破産・民事再生手続の申立があったとき、あるいはこれらの手続を前提として代理人が選任されたとき、④私が振出した形小切手が不渡りになったとき、⑤私が会社に対して負担する他の支払債務について、期限の利益を喪失したとき、⑥その他私の信用状態が悪化したとき、

⑦会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私に何らの通知・催告を要することなく、いつでも本契約を解除することができるものとします。①賃借契約者が死亡したとき、②私が本契約を申し返したとき、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・収入・資産額等と信用調査の重要事項について虚偽の申告をしたことが判明したとき、③賃借人または賃借人代理人と賃借人との間に契約書に記載された内容の賃借契約、その他の利用契約があり、またはその契約内容が異なっていると会社が合理的に判断したとき、④賃借契約書および契約書に記載された人居者と対象物件の真実の人居者が異なっていると会社が合理的に判断したとき、⑤賃借人または賃借人代理人が賃借費用等の収受権限を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払を行うための要件が充足されていないことが判明したとき、⑥賃借人または賃借人代理人が提携契約で定められた禁止事項に違反したとき、⑦私が日本語を理解できない等の理由により、本契約を締結することが困難であると会社が合理的に判断したとき、⑧賃借人または賃借人代理人が変更になったとき、⑨私が第1条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、同条第1項もしくは第2項の規定に基づき(権利)に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または同条第2項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を締結することが不適切であると会社が判断したとき、

⑩前項⑨の規定の適用により、会社に損害、損失または費用(以下、これを「損害等」といいます)が生じた場合には、私は、これら賠償する責任を負うものとします。また、前項⑨の規定の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

第11条(本契約の効力)

本契約が第9条または第10条第2項において終了した場合、会社は、第9条または第10条第2項各号の定める事由が発生した時に発生する賃借人または賃借人代理人に対する立替払債務及び保証債務について、一切免責されるものとします。ただし、第9条第1項⑨または、第10条第2項①の場合、会社は保証委託契約条項第2条第1項の保証対象債務のうち同項②および③号の賃借費用については免責されないものとします。

第12条(返還金等による弁済)

①会社は、第3条第1項に基づき私が譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づき(債務の弁済期到来の有無に関わらず、私または賃借契約者)に通知することなく、賃借人または賃借人代理人から譲受債権に基づき返還金等を直接受領し、本契約上の債権に充当することができるものとします。

②前項より、会社が返還金等を本契約上の債権に充当した場合において、剰余金が発生した場合は、当該剰余金は会社から私に返還されるものですが、不足が生ずる場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第13条(弁済金の滞滞に伴う取扱い)

①私が、会社に対する弁済金の支払いを滞滞した場合は、賃借人または賃借人代理人から、賃借契約に基づき賃借費用等の支払債務を不履行したものと取扱いされ、異なるものとします。またその取扱いには会社の賃借費用等の支払の無効にかかわらず、

②前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の滞滞状況について、会社が賃借人または賃借人代理人に対して通知しても、異議無いものとします。

第14条(賃借人または賃借人代理人の債務不履行等による本契約の解除)

私は、会社と賃借人または賃借人代理人との間の提携契約に基づく(債務の不履行等)により、賃借人または賃借人代理人と会社の信頼関係が喪失した場合に、会社が提携契約を解除することにより本契約が終了することを承諾するものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

①私は、私および賃借契約者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。①暴力団 ②暴力団員および暴力団員となった時から5年を経過しない者 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤会屋等 ⑥社会運動等関係者 ⑦ゴロ ⑧特殊能力暴力団員等 ⑨前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乘じ、または前各号に掲げる者の威力、権力、資金力等を利用するもの) ⑩その他自ら利益を追求する者 ⑪その他前各号の ⑫その他前各号に準ずるもの

②私は、私または賃借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いた威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
③私または賃借契約者が第1項または第2項に定める事項に関する具体的に疑われる場合には、会社は、私に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提供を求めることができるのと、私はこれに応じるものとします。

第16条(定期借入金)

賃借物件に係る賃借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借または期限付賃貸借であり、賃借契約期間終了後に賃借物件について私(前払)に賃借契約(以下、再契約)とします)を締結する場合は、会社が私に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差入られた敷金等の返還請求権については、第3条および第12条に準ずるものとします。

第17条(弁済金の充当順序)

私の会社に対する弁済金、本契約に基づき会社に負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なしで、会社所定の充当順序により、当該弁済金の債務への充当を行うこと何ら異議ないものとします。

第18条(住民票取得の同意)

私は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することに同意するものとします。

第19条(賃借人及び賃借人代理人の変更)

①賃借人が変更となり、変更後の賃借人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃借人を変更後の賃借人とすることに同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃借人に立替払している場合は、会社が私に対して特段の手續をとることなく、①引き続き本契約に基づき変更後の賃借人に立替払すること、及び②変更後の賃借人に保証債務を継続することに同意するものとします。

②賃借人代理人が変更となり、変更後の賃借人代理人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特段の手續をとることなく本契約における賃借人代理人を変更後の賃借人代理人とし、①引き続き本契約に基づき変更後の賃借人代理人に立替払すること、及び②保証債務を継続することに基づき支払いを変更後の賃借人代理人に行うことに同意するものとします。

③私は前2項の同意に伴い、本契約に関する個人情報(取扱いに関する同意条項)における賃借人及び賃借人代理人についても、変更後の賃借人及び賃借人代理人がこれに該当するものと、当該同意条項が適用されることに同意するものとします。

第20条(合意管轄裁判所)

私は、本契約について争が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず、私の住所地または契約地ならびに「会社の本社・東京本部・各支店・各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所」とすることに同意します。

【問合わせ・相談窓口】

1.賃借契約についてのお問合わせ、ご相談は契約書記載の賃借人または賃借人代理人にご連絡ください。
2.立替払契約または保証委託契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のアプラスにご連絡ください。

株式会社アプラス 家貸サービス係 TEL.0570.0614.263

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

アプラス家賃サービス「プラス」申込書 兼 契約書

兼 「カード プラス(アプラス発行GW)入会申込書

管理コード									

●お客さまがお申込み(ご契約)される会社名
株式会社アプラス
大阪市浪速区湊町一丁目2番3号



100 2019年6月改訂 個情G共同利用版-KI対応版

契約番号

カード会員番号

私(申込者(契約者含む))は、本申込みに係る、別紙(帳票管理番号788-6034)記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」および「お申込みの内容(約款)」に同意のうえ、申込み(契約を含む)します。また、私(申込者(契約者含む))は、本申込み(契約を含む)に係る審査のためもしくは債権管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

私は、Tカード プラス(アプラス発行GW)に係る会員規約、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、当該規約に付帯する「リボかえルト約」その他貴社、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社および株式会社「ポイント・ジャパン」が定める当該カードに付帯する別紙記載のサービスに係る規約およびTカード プラス(アプラス発行GW) サービス案内を承諾のうえ、本カードを申込みします。

Tカード プラス (アプラス発行GW) 希望のキャッシングご利用可能枠をご指定ください ご利用中の他社借入件数・金額 (無担保借入)

50万円 30万円 無 有 (件 万円)

申込み 申込みない

カードキャッシングのご利用目的について カードショッピングのご利用目的について カードキャッシングのご利用目的について

個人の生計費決済を取扱うカードです 個人の融資を取扱うカードです

本カードにご入会と同時にカードご利用明細書WEBサービスにご登録をご希望の方は、下記承諾欄に○印をつけていただき、申込者欄に必ずメールアドレスをご記入ください。○印を付けていない場合およびメールアドレスの記入がない場合は登録されませんので、ご了承ください。

●カードご利用明細書WEBサービスにご登録いただきますと NETstation*PLUSにも登録されます。原則として郵送のカードご利用明細書を発行しません。●ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobeReader6.0以上となります。

カードご利用明細書WEBサービスおよび NETstation*PLUSの登録を承諾します。

お客様確認欄

私(申込者(契約者含む))は、以下「お申込みに関するお客さまお受取書面」(帳票管理番号:788-6034)を確かに受領しました。

[受取書面]

①家賃サービス「プラス」契約について
②個人情報の取扱いに関する同意条項
③お申込みの内容(約款)
④アプラス家賃サービス「プラス」申込書兼契約書(写し)

署名(自署)

印

お名前(自署) フリガナ

性別 男 女

生年月日 昭和・平成 (才) 年 月 日生

印

申込者(契約者)ご住所

都道府県 市区 区

お住まい アパート 公営住宅 借家 社宅・寮 賃貸マンション

ご本人または配偶者の居住年数 年

家族構成 同居(本人含む) 別居

人数 1人 2人 3人 4人以上

家族構成 配偶者無・子供無 配偶者有・子供無 配偶者無・子供有 配偶者有・子供有

運転免許証または運転経歴証明書 有 無

運転免許証番号

運転経歴証明書番号

入居理由 (1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え (8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (99)その他 ()

入居者

入居者 1.本人 2.本人およびその家族 3.本人以外

本人以外の場合はご記入ください

お仕事 (1)学生 (2)年金受給者 (3)その他() 申込者との関係 年齢 才

立替月額賃借費用等

a. 賃料 円

b. 管理費・共益費 円

c. 駐車場料金 円

d. 円

e. 円

f. 月額賃借費用合計金 円

g. その他費用等 賃借人または賃借人代理人からの通知による金額

h. 事務手数料 (f+g) × 1.0 %

i. 月額支払合計金 f+g+h

初回事務手数料 f × 50 %

初回に加算請求されます。

職業

勤務先名称 所属部署

勤務先住所 勤務先電話 内線()

勤続年数 年 月

雇用形態 正社員 契約社員 一般派遣社員 パート社員 アルバイト 内定者 自営業 自由業 公務員 会社役員 その他()

従業員数 5人未満 5人以上 50人以上 100人以上 500人以上 1000人以上

職種 経営者 事務・管理職 販売・セールス・営業 技術・専門 労務・製造 接客・サービス 運転手 保安・清掃 その他()

業種 農林水産鉱業 建設業 製造業 流通業 不動産業 サービス業 飲食業 運輸業 金融業 保険業 情報通信 公務員 教育・医療 出版・印刷 電気・ガス その他()

お勤め先について

学生自己収入(予定) あり なし

パート・アルバイトを含め、お勤め先のある方は、ご記入ください。

年金・不動産賃料等の収入のある方 国民年金 共済年金 不動産賃料収入 厚生年金 その他年金 その他()

申込者本人の税込年収 万円

*昨年度の全ての収入合計を記入してください。収入がない場合もご記入ください。

世帯主とは、主としてその収入により家計を維持している方を指します。学生の場合は一般的に(父母)。

ご本人からみた世帯主 本人 配偶者 父母 子供 兄弟姉妹 その他()

世帯主がご本人以外の場合は、以下の世帯主欄にもご記入をお願いします。なお、世帯主年収については、世帯主からの申告に基づきご記入ください。※申込者が学生の場合は、同居予定にかかわらず世帯主の収入をご記入ください。

*世帯主 税込年収 万円 世帯主のクレジットの月当たりの支払額 万円

一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家またはご連絡先についてご記入ください。

連絡先 実家・その他() 電話番号

申込日 20 年 月 日 契約日 20 年 月 日

賃貸借契約内容

賃貸借契約日 20 年 月 日 入居予定日 20 年 月 日

賃貸借期間 自 20 年 月 日 ~ 至 20 年 月 日

借賃 建物名 部屋番号

借賃 所在地

借賃 駐車場名

借賃 名称

借賃 住所

借賃 人 電話

入居者

1.本人 2.本人およびその家族 3.本人以外

本人以外の場合はご記入ください

お仕事 (1)学生 (2)年金受給者 (3)その他() 申込者との関係 年齢 才

立替月額賃借費用等

a. 賃料 円

b. 管理費・共益費 円

c. 駐車場料金 円

d. 円

e. 円

f. 月額賃借費用合計金 円

g. その他費用等 賃借人または賃借人代理人からの通知による金額

h. 事務手数料 (f+g) × 1.0 %

i. 月額支払合計金 f+g+h

初回事務手数料 f × 50 %

初回に加算請求されます。

支払内容

初回支払 支払対象 20 年 月 分家賃および事務手数料

支払日 20 年 月 27日

支払方法 口座振替 支払日 毎月 27日

翌月分のお家賃を当月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)に口座振替いたします。前日までにご指定口座にご入金願います。

お申込上のご注意

●お申込みについてのお問合わせ:ご相談は「家賃サービス「プラス」契約について」をご参照のうえご連絡ください。

●ボールペンでご記入ください。

※鉛筆・シャープペン・消えるペンでのご記入は受付できませんので、ご注意ください。また、修正液・修正テープのご使用はできません。

カード提携契約番号 0 1 7 8 8 2 9 8 0 5 2 7

取扱店 0 6 4 6 3 0 2 0

貸借人 管理会社名 株式会社ケーコーポレーション

貸借人 住所 東京都文京区白山1-33-18 白山N Tビル2F

貸借人 電話 03-5805-5951

貸借人 FAX 03-3814-8351

貸借人 担当者氏名

代筆不可

申込者(契約者)ご職業○印をお付けになり、矢印にそって記入ください。

※押印箇所・申込者(契約者)2箇所

第1条 (本規約の適用)

- 1.本規約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードまたはローンカード（以下これを「カード」といいます。）に係る会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）の特約として定めものです。
- 2.本規約は、当社からカードの貸与を受けた当社の会員（以下「カード会員」といいます。）に対して、当社が当社のWEBサイトで「ネットステーションアプラス」の名称で提供するインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して適用するものとします。
- 3.カード会員は、本サービスを利用するにあたって、本規約に同意のうえ、本サービス会員（以下「ネット会員」といいます。）として、当社所定の方法により登録を行うものとします。
- 4.本規約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約に準拠するものとします。

第2条 (ネット会員資格と登録)

- 1.ネット会員とは、本サービスの利用について、本規約に同意のうえ、当社に登録を申込み、当社が登録を認めた者を用いるものとします。
- 2.ネット会員登録は、カード会員のうち、本人会員に限り行うことができるものとします。(家族会員による登録はできません。)
- 3.ネット会員登録申込者は、ネット会員登録申込時に、カード番号、電子メールアドレス、本サービス利用に係るパスワード、その他登録に必要な項目をWEBサイトのネット会員登録画面上で当社に届出るとします。なお、カード入会申込みと同時にネット会員登録の申込みをする場合は、当社所定の項目を当社所定の方法で届出るとします。
- 4.ネット会員が登録できるカード番号は、当社が発行するカードのうち、当社が本サービスの利用を認めた特定のカードとなります。
- 5.ネット会員登録申込者が、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社はその登録を承認しないことがあります。
 - (1)登録申込みをした時点で、カード会員規約違反等によりカード会員資格の停止処分中であり、または過去にカード会員規約違反等でネット会員登録の取消処分を受けたことがある場合。
 - (2)登録申込者が当社に届け出た事項に虚偽、錯誤があった場合。
 - (3)登録申込者が個人でない場合。
 - (4)他人もしくは架空の個人情報を使って登録申込みを行ったことが判明した場合。
 - (5)登録申込者が第8条第1項に定めるネット会員資格の停止または取消事由のいずれかに該当する場合。
 - (6)その他、当社がネット会員となることを不適切と判断した場合。

第3条 (ID、パスワードの管理責任)

- 1.ネット会員は、本サービスを利用するにあたり、ネット会員登録時に当社が付与するID（以下「ID」といいます。）およびパスワードが任意に指定したパスワード、もしくは、当社が付番したパスワードを使用するものとし、当該IDおよびパスワードを使用してなされた一切の行為について、当社はネット会員自身が行ったものとみなします。
- 2.IDおよびパスワードは、ネット会員が責任をもって管理し、IDまたはパスワードの盗用、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等に伴うネット会員の損害、費用の発生について、当社は一切の責任を負いません。
- 3.ネット会員は、自己のIDおよびパスワードが第三者に使用され、当社または第三者に対して損害を与えた場合は、その全額を賠償するものとします。
- 4.ネット会員は、当社で付番したパスワードについて、本サービス利用開始時に任意のパスワードに変更するものとし、ネット会員がパスワードを変更しない場合には、当社が付番した当該パスワードをネット会員が任意に指定したパスワードとみなすことに異議ないものとします。

第4条 (ネット会員の地位・権利の貸与・譲渡等)

ネット会員は、その地位および権利をいかなる人へも貸与、譲渡、買入れ等することはできないものとします。ネット会員が、その地位および権利を第三者に貸与、譲渡、買入れ等し、これに伴いネット会員その他の第三者に損害、費用が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。また、ネット会員による地位・権利の貸与、譲渡、買入れ等により、当社に損害、費用が発生した場合は、当該貸与、譲渡、買入れ等を行ったネット会員は、その全額を賠償するものとします。

第5条 (提供サービス)

- 1.ネット会員は、本規約の内容にしたがい、当社所定のWEBサイトにログインすることによって、本サービスを利用することができるものとします。
- 2.本サービスの内容は、当社所定のWEBサイト上に掲示されるものとします。
- 3.当社は、ネット会員の承諾を得ることなく本サービスの諸条件、本サービスの内容を変更することができるものとします。当社所定のWEBサイト上に掲示する方法により、ネット会員に通知するものとします。この変更に起因するネット会員が被った不利益、損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条 (届け出事項の変更等)

- 1.ネット会員は、第2条により当社に登録した電子メールアドレス等に変更があった場合は、遅滞なく、本サービスのWEBサイトにおいて変更登録を行うことにより当社に届出るとします。

(20120701版)NSA

カードご利用明細書WEBサービス利用者規約**第1条 (目的)**

- 1.本規約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードまたはローンカード（以下これを「カード」といいます。）に係る会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）の特約として、当社からカードの貸与を受けた会員（以下「カード会員」といいます。）のうち、当社が別途定めるNETStation*APLUS会員規約に定めるネット会員（以下「ネット会員」という）が、第2条に定める「カードご利用明細書WEBサービス」を利用する場合の条件等を定めるものです。
- 2.本規約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約およびNETStation*APLUS会員規約に準拠するものとします。

第2条 (定義)

- 1.「カードご利用明細書WEBサービス」(以下「WEB明細サービス」といいます。)とは、カード会員規約の規定にかかわらず、ネット会員が一定の条件を満たす場合において、当社が、カード利用時の「ご利用明細書」を、郵送による方法にて代えて、「カードご利用明細書WEBサービス利用者規約」(以下、「本規約」といいます。)に規定された方法により、提供するサービスをいいます。
- 2.WEB明細サービスにおいて、当社は、割賦販売法第30条の2の3に規定される項目のうち、郵送による方法で交付している「ご利用明細書」において記載している項目を、割賦販売法第30条の6に基づく電磁的方法により提供するものとします。

第3条 (利用資格)

- 1.WEB明細サービスを利用することができる者は、ネット会員で、かつ、パソコン等（第5条に定める方法によりご利用明細書の内容の提供を受けること、かつ、プリンター等を用いることにより当該内容を印刷することが可能な機能を備えたものに限ります。）によりインターネットに接続することが可能な環境を有している者でなければなりません。
- 2.WEB明細サービス利用者は、「ネットステーションアプラス」におけるネット会員IDが無効となった場合には、WEB明細サービスを利用することはできないものとします。

第4条 (利用の申請・登録の解除)

- 1.WEB明細サービスの利用を希望するネット会員は、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により当社に申請し、WEB明細サービスの登録について承認を得るものとします。なお、ネット会員は、割賦販売法第30条の6に定める電磁的方法により提供することについて別途当社所定の方法にて当該提供について、承諾するものとします。
- 2.WEB明細サービスの利用を停止したいネット会員は、当社所定の方法で申し出ることにより、いつでもWEB明細サービスの登録を解除し、「ご利用明細書」の郵送による受領を選択することができるものとします。

第5条 (ご利用明細書の確認・通知)

- 1.当社は、WEB明細サービス利用者に対して、「ご利用明細書」を確認する方法として、「ネットステーションアプラス」での閲覧およびダウンロードの方法により提供するものとし、原則として「ご利用明細書」の送付は行わないものとします。なお、ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0以上となります。ただし、ご利用代金の明細（家族会員利用分を含む。）の確定時において、次のいずれかに該当した場合は、当社は、「ご利用明細書」を郵送するものとします。
 - (1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合。
 - (2)払込振替票を使って、カード利用による支払金等の振込みを行っている場合。

- 2.ネット会員は、前項の届出がないこと、または登録事項の不備により、当社からの通知の到着が遅れ、または不到達となった場合でも、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議ないものとし、これによりネット会員の不利益が生じても当社は責任を負わないものとします。また、カードに関する届出事項の不備によって生じたネット会員の不利益についても、同様とします。

第7条 (ネット会員への通知)

- 1.当社からネット会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ネット会員があらかじめ当社に届出した電子メールアドレス宛の電子メール、当社のWEBサイト上の掲示またはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2.ネット会員は、当社が次の各号に関する電子メールまたは郵便物等をネット会員に送付することにあらかじめ同意するものとします。ただし(4)については、当社に対し所定の届出をすることにより、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
 - (1)ネット会員登録、登録情報の変更等の確認
 - (2)本サービス利用の確認
 - (3)本サービスの保守、運用等に関する告知情報
 - (4)当社、または当社提携企業のキャンペーン、広告宣伝、サービス提供等の告知情報
- 3.第1項の通知が電子メールを送信する方法により行われる場合、当社は、ネット会員の加入する電子メールサービスのサーバに電子メールを発信し、当該サーバに到着したことをもってネット会員への通知が完了したものとみなします。また、第1項の通知が当社のWEBサイト上に掲示する方法により行われる場合、当該通知がWEBサイト上に掲示されたら、ネット会員がWEBサイトにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもってネット会員の通知が完了したものとみなします。

第8条 (ネット会員資格の停止・取消)

- 1.ネット会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、当該ネット会員の資格を、当該ネット会員に対して、事前に何ら通知および催告することなく、一時停止または取消することができるものとします。これにより当該ネット会員が本サービスの利用ができなくても、当社は一切その責任を負わないものとします。
 - (1)登録申込時に登録したカードが退会またはその他の理由で無効となった場合。
 - (2)第2条第4項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
 - (3)IDまたはパスワードを不正に使用し、または使用させた場合。
 - (4)不正の目的をもって本サービスを利用し、または他のネット会員または第三者に利用させた場合。
 - (5)不正もしくは不正の恐れがある場合、または第三者による不正の防止を行うために必要な場合。
 - (6)前各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損もしくは当社の財産を侵害する行為または他者もしくは当社に不利益を与える行為があった場合。
 - (7)その他当社がネット会員として不適当と判断した場合。
- 2.前項に基づき、当社がネット会員資格を一時停止しまたは取消したことに伴い、当社または第三者が損失、損害を被った場合または費用(弁護士費用を含む。)を負担した場合には、ネット会員は当該損失、損害または費用を補償するものとします。

第9条 (本サービスの中断または中止)

- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ネット会員に事前に通知することなく、本サービスの運営または当社のWEBサイトの一部もしくは全部を中断・停止することができるものとします。
 - (1)本サービスのシステムの保守、点検、修理、変更を定期的または緊急に行う場合。
 - (2)火災、停電、地震、噴火、洪水、津波などの天災により、本サービスの提供が困難な場合。
 - (3)戦争、変乱、暴動、争乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (4)第三者による本サービスのシステムの破壊や妨害行為(データやソースコードの改ざん・破壊を含む。)などにより運営ができなくなった場合。
 - (5)その他当社が、事業上の理由により本サービスの一時的な中断・停止を必要と判断した場合。
- 2.当社は、本条に基づき本サービスを中断・停止または中止したとしても、これに起因するネット会員または他の第三者が被ったいかなる不利益、損害について、一切の責任を負わないものとします。

第10条 (免責)

- 1.当社は、本サービスの提供に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関しいかなる保証も行わないものとします。
- 2.当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じたネット会員の損害について、一切責任を負わないものとします。

第11条 (本規約の変更)

当社は、ネット会員への事前通知または承諾なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当社は第7条に定める方法により、直ちに当該変更後の規約をネット会員に通知するものとします。

(20120701版)NSA

- (3)その他当社がご利用明細書の送付を必要と判断した場合。

- 2.当社は、ご利用代金の明細が確定した場合には、その旨の通知（以下「確定通知」といいます。）を、WEB明細サービス利用者あらかじめ登録した電子メールアドレス宛に行なうものとします。ただし、当月の請求がない場合は、確定通知を行わないものとします。
- 3.WEB明細サービス利用者には、確定通知受領後、直ちに「ご利用明細書」を閲覧し、次項に定めるファイルへの記録方式でダウンロードするものとします。
- 4.ファイルへの記録方式は、PDF形式を使用するものとします。
- 5.WEB明細サービス利用者には、前項の通知を受けた際、プリンター等を用いることにより利用明細書の内容を印刷することが可能な機能を備えたパソコン等を有していない場合、若しくは閲覧またはダウンロードすることが出来ない場合は、速やかに当社に連絡することとします。
- 6.当社は、WEB明細サービス利用者から前項の連絡を受けた場合は、当該月の「ご利用明細書」をWEB明細利用者へ郵送することとします。
- 7.本条2項の確定通知の送信をもって、当社からの「ご利用明細書」の提供が完了したものとします。なお、WEB明細サービス利用者には、確定通知の受信の有無にかかわらず、「ネットステーションアプラス」において、「ご利用明細書」の確認を行うことができるものとします。
- 8.WEB明細サービス利用者への責に帰すべき事由により確定通知が受信できないことにより、WEB明細サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第6条 (WEB明細サービスの提供終了)

- 1.当社は、WEB明細サービス利用者が次のいずれかに該当した場合には、WEB明細サービス利用者の承諾を得ることなく、WEB明細サービスの提供を終了することができるものとします。なお、この場合、当社は当該利用者に対する通知を行わないものとします。
 - (1)会員資格を喪失した場合。
 - (2)本規約のいずれかに違反した場合。
 - (3)当社が確定通知を送付したが不到達となったことを当社が確認した場合。
 - (4)その他当社がWEB明細サービス利用者として不適当と判断した場合。

第7条 (終了・中止・変更)

- 1.当社は、予告なく、いつでもWEB明細サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、WEB明細サービス利用者は、あらかじめその旨承諾するものとします。
- 2.WEB明細サービスの内容は、日本国の法律の下に規制される場合があります。

第8条 (本規約の変更)

当社は、WEB明細サービス利用者への事前通知または承諾なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当社は当社のWEBサイトに公開するなど、当社所定の方法により直ちに変更後の規約をWEB明細サービス利用者へ通知するものとします。

第9条 (本規約の優越)

WEB明細サービスの利用に際し、カード会員規約およびNETStation*APLUS会員規約と本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

(20130520版)WEB

ポイントサービス利用規約

株式会社Tポイント・ジャパン
2018年10月1日改訂版

本規約は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が定める「T会員規約」に同意し、Tカードの発行を選ばれた方、またはT-IDその他カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が別途指定するログインID（以下、総称して「指定ID」といいます）を登録し、「T会員ネットワークサービス登録を完了された方（以下、総称して「会員」といいます）」が、T会員向けサービスのうちポイントサービスを提供する場合、「ポイントプログラム参加企業」といいます。で、ポイントサービスを利用するにあたり、遵守いただく事項を定めるものです。なお、本規約に定めのない用語の定義については、「T会員規約」の定めを適用するものとします。

第1条（ポイントサービスの提供会社）

ポイントサービスは、ポイントプログラム運営会社である株式会社Tポイント・ジャパン（以下、「当社」といいます）が提供するものです。

第2条（ポイントサービスの概要）

ポイントプログラム参加企業でのサービスのご利用額や内容はご利用状況に応じて、ポイントを増やめいただくことができます。

貯められたポイントは、ポイントプログラム参加企業等でご利用いただけます。またポイントプログラム参加企業が発行しているポイントやクーポン券等と交換することができます。

但し、ポイントプログラム参加企業により、ポイントの付与・還元率が異なる場合や一回あたりの決済について還元できるポイント数の上限がある場合、また一部の商品およびサービスにポイントをご利用いただけない場合など、ポイントの付与・還元に制限がある場合がございます。またポイントサービスをご利用いただくに当たり、事後に会員登録を行うことを条件として配布されたTカードについては、会員の登録情報が反映されるまでの期間は、ポイントの還元ができません。

インターネット上でのご利用の際には、有効な指定IDと登録パスワードによる認証が必要です。店舗等でのポイントのご利用には有効なTカードが必要です。

現在のポイントプログラム参加企業およびポイントのご利用方法についての詳細はインターネット上のWebサイト「Tサイト」[Tポイント/Tカード]」（<http://tsite.jp>）にアクセスしていただくか、本規約末尾のTカードサポートセンターまたはご利用になられる店舗のスタッフまでお問い合わせください。

第3条（ポイントの種類）

ポイントを付与したポイントプログラム参加企業によって、同じポイントでもポイントの権利内容が異なる場合がありますのでご注意ください。詳細は、本規約およびTサイト [Tポイント/Tカード] でご確認ください。

第4条（ポイントの有効期限）

1. ポイントの有効期限は最終のポイント数の変動日より1年間です。有効期限内にポイント数の変動がなかった場合、それまでに貯められた全ポイントを失効しますので、あらかじめご了承ください。

第3条（ポイントの種類）

①ポイントを増やす

②ポイントを使う

③ポイントを交換する

なお、ポイントプログラム参加企業によって、ポイントを増やめたり、交換されたことによる保有ポイント数の反映タイミングが異なります。

2. 貯められたポイントはクーポン券等と交換された場合、当該クーポン券等の有効期限はクーポンの種類、利用店舗・サービス等によって異なる有効期間を過ぎたクーポン券はご利用いただけませんので、各クーポン券等の有効期間をご確認の上、有効期限内にご利用ください。

第5条（ポイントサービスの一時的停止・ポイントの失効・ポイントの取り消し）

- ポイントサービスは、以下の場合に一時停止させていただく場合があります。
 - Tカードの紛失・盗難にあわて本規約末尾のTカードサポートセンターにお申し出いただいた場合
 - 何らかの理由により、指定IDまたはTカードが一時的停止となった場合
 - Tポイントサービスの不利用の疑いが生じた場合
 - その他、当社が必要と判断した場合
- 会員の保有ポイントは、以下の場合に保有されているすべてのポイントが失効します。
 - T会員ネットワークサービス登録またはTカードが失効した場合、それぞれの会員資格の失効に伴い、ポイントも失効します。両方の会員資格を保有し、本規約第6条に従いポイントのおまとめを行った場合は、お持ちのTカードにすべてのポイントが貯まるため、T会員ネットワークサービス登録が失効してもポイントは失効しませんが、Tカードが失効すると、すべてのポイントが失効します。なお、T会員ネットワークサービス登録の失効及Tカードの失効についてはT会員規約に定める通りとします。
 - Tポイントサービスの不正利用であることが確認された場合
 - (3)その他、当社が必要と判断した場合
- 会員の保有ポイントは以下の場合に取り消すことがあります。
 - 当社またはポイントプログラム参加企業が、ポイントサービスの不正利用があると判断した場合（該当のTカードから別のTカードにポイントを移動していた場合にも取り消しの対象となります）

第6条（ポイントのおまとめ）

指定IDでのポイント利用手続き時にTカード番号を登録するか、もしくはT会員ネットワークサービス登録情報にお持ちのTカード番号を登録すると、指定IDとTカード番号が紐付け登録（以下「紐付け登録」といいます）され、同一の会員としてインターネットで貯めたポイント、店舗等で貯めたポイントのおまとめをすることができます。ポイントのおまとめをされずとも、インターネットで貯めたポイント、店舗等で貯めたポイントの区別なくご利用することができます。また、紐付け登録した後は、Tカードに全ポイントが貯まることとなります。紐付け登録を解除した場合、おまとめされた全ポイントはTカードに残ります。Tカードを紛失・盗難された場合は、T会員規約に従って紛失・盗難時の手続きを行ってください。

第7条（保有ポイントの照会）

会員は、Tサイト「Tポイント/Tカード」にアクセスいただくことで、現在保有されているポイント数をご確認いただけます。

第8条（当社の免責事項）

- ポイントプログラム参加企業の提供するサービスが不適切であったことに関連して会員が被った損害（ポイント付与対象取引、ポイント利用対象取引を含む）に対し、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 当社のポイントサービスにおいて、天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害によるデータの消失、ポイント利用に関する損害・障害が生じた場合、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第9条（その他）

当社は、1日以上のご予告期間をおいてCCCホームページ（<http://www.ccc.co.jp>）において変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものと、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。

ポイントサービスのご利用条件（ポイントプログラム参加企業の変更やポイントサービスの廃止を含みます）につきましては、事前のご予告なく変更する場合がございます。現在のご利用条件の詳細は、Tサイト「Tポイント/Tカード」にアクセスしてご確認ください。変更後の会員のご利用をもってご利用条件にご同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、各ポイントプログラム参加企業のサービス内容につきましては、各店舗または各企業のサイトにてご確認ください。

お客様お問い合わせ先

Tカードサポートセンター

電話番号：0570-029294

受付時間：10：00～21：00（年中無休）

Tカード プラス(アプラス発行GW)見舞金規定

第1条(目的)

本規定は株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)が第2条に定める補償対象者に該当する T カード プラス (アプラス発行 GW) 会員(以下「会員」といいます。)を対象に運営する「空き巣被害見舞金制度」の取り扱いについて定めます。

第2条(用語の定義)

本規定において、次に掲げる用語は該当各号の定義に従うものとします。

①補償対象者

Tカード プラス (アプラス発行 GW) 本会員とし、家族会員および法人会員 (カード使用者を含む) を除くものとします。

②補償対象住居

補償対象者が日本国内において自己の日常生活用に所有または借用している建物のうち、補償対象者が日常生活用として使用している部分をいいます。(店舗併用住宅建物の店舗部分など、補償対象者が日常生活以外の目的で使用する部分がある建物の場合は、補償対象者が日常生活用として使用する部分のみをいい、日常生活以外の目的で使用する部分を除きます。)ただし、補償対象者が会員の自宅住所として登録している住所に所在するものに限ります。なお、補償対象者が転居した場合、転居した日から、会員の自宅住所として当社に登録している住所の変更手続きが完了するまでの間については、住民票など客観的な資料により転居の事実が確認できることを条件に、転居後の住居を補償対象住居と見做します。

③建物

日常生活用に供する建築物をいいます。ただし、門、へい、かき、物置または車庫その他の付属建築物を除きます。

④家財、現金、貴金属

建物内に取寄されている日常生活用動産をいいます。ただし、以下を除きます。

- ・自動車(自動車二輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く)
- ・有価証券、預貯金証書、印紙および切手その他これらに類する物
- ・書画、骨董、彫刻物、その他の美術品
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・人から借りているもの等、所有権のないもの

⑤空き巣

窃盗目的で、家人の留守中に住宅に侵入する犯罪をいいます。

⑥おび込み

窃盗目的で、家人が就寝している間に住宅に侵入する犯罪をいいます。

⑦居空き

窃盗目的で、家人が食事その他の所用中の際に住宅に侵入する犯罪をいいます。

⑧空き巣による盗難損害

空き巣によって生じた家財、現金または貴金属の盗取、毀損または汚損の財物損害をいいます。

⑨補償期間

会員資格を取得した日(注)から1年間とします。以後、会員資格が有効な場合は、1年単位で補償期間は継続されます。

(注) 会員資格を取得した日：カード台紙に記載のカード入会日をいいます。

第3条(見舞金を支払う場合)

当社は、補償期間中に会員が補償対象住居の家財、現金、貴金属について空き巣による盗難損害を被った場合に、会員が所管警察署に盗難被害届を提出することを条件として、会員に対して見舞金を支払います。

第4条(見舞金を支払わない場合)

- 前条の規定にかかわらず、当社は次の各号に掲げる損害に対しては、見舞金を支払いません。
 - ①補償対象者の故意および重大過失②補償対象者の犯罪行為③地震もしくは噴火またはこれらによる津波④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動⑤核燃料物質(使用済み燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物質(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故⑥③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故⑦補償対象者の親族、使用人、同居人、止居人ならびに補償対象者の補償対象住居の監守人が自らなし、または加担した盗難による損害⑧必死必生や居空きなど、空き巣以外の不法侵入者によりなされた盗難による損害⑨すりなど、補償対象住居に不法に侵入しなかった者よりなされた盗難による損害⑩店舗併用住宅建物の店舗部分など、日常生活以外の目的で使用している部分の建物

などの財物に生じた損害⑪家財、現金または貴金属が一時的に建物外に持ち出されている間にその家財、現金または貴金属に生じた盗難⑫財物被害を伴わずに火災や強盗などの非財物損害⑬空き巣によって生じた火災または爆発事故による損害⑭火災または爆発事故の際の盗難による損害⑮補償対象者が T カード プラス (アプラス発行 GW) の資格を取得する前⑯生じた損害

2. 当社は、会員の補償対象住居に空き巣による住居侵入の形跡がある場合でも、その家財、現金、貴金属に盗難損害が生じていない場合に見舞金を支払いません。

3. 当社は、理由のいかんにかかわらず、会員が空き巣による盗難損害について所管警察署への被害届け出を怠った場合には、見舞金を支払いません。

第5条(見舞金の請求)

- 会員は、第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、直ちに所管警察署に届け出るとともに、当社に通知しなければなりません。
- 会員が当社に対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当社に提出しなければなりません。
 - ①当社が指定する見舞金請求書兼空き巣被害届出書証明書 (必要記載事項に記入漏れがないもの)②空き巣被害を証明する写真、住民票その他当社が必要と認める書類
 - ③会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は見舞金を支払いません。
 - ④会員が当社に登録している自宅住所の変更手続きを完了する前に第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合は、当社に登録している自宅住所の変更手続きが完了するまでは、当社は見舞金を支払いません。
 - ⑤会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。
 - ⑥会員が T カード プラス (アプラス発行 GW) 会員の資格を喪失した後におこなった見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。
 - ⑦第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より 60 日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、当社は見舞金を支払いません。

第6条(見舞金請求の際の調査)

- 当社は会員が請求に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の事実および状態を調査することができます。
- 会員は、前項の調査に協力しなければなりません。
- 会員が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、当社は見舞金を支払いません。

第7条(見舞金の額)

- 当社が会員に対して支払う見舞金の額は1空き巣被害あたり5万円とします。
- 前項にかかわらず、会員が補償対象者として複数の資格を有する場合でも、当社が会員に対して支払う見舞金の額は、1空き巣あたり5万円を限度とします。また、補償が重複する当社の他のカードや他の補償がある場合も同様とします。
- 第1項にかかわらず、会員の他に補償対象住居を同一とする補償対象者が存在する場合は、当社が会員に対して支払う見舞金の額は1空き巣被害あたり5万円を限度とします。
- 会員が補償期間中に被った空き巣による盗難損害の回数にかかわらず、当社の会員に対する見舞金支払いは補償期間中、1回を限度とします。

第8条(見舞金支払方法)

当社の会員への見舞金の支払いは、会員のカードご利用代金のお支払い口座に振り込むものとします。ただし、他の方法によって見舞金を支払うのに合理的な理由がある場合はその限りではありません。

2. 当社は見舞金の振り込みをもって会員の見舞金受領を限りましたものとします。特段の事情がない限り、会員に対して見舞金受領書を徴取しません。

第9条(規定の改廃)

- 本規定は2015年12月15日午後16時より効力を発します。
- 本規定は改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、当社は事前に会員に通知するものとします。ただし、当社が本規定を改定または廃止することができることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

(201709版) 548-2241

カードのお申込みにあたって

- Tカード プラス(アプラス発行GW)に係る会員規約、「個人情報」の取扱いに関する同意事項、当該規約に付する「リボかえルト約」その他株式会社アプラスならびに、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社および株式会社Tポイント・ジャパンが定める当該カードに付する別紙記載のサービスに係る規約およびTカード プラス(アプラス発行GW)サービス案内をよくお読みになり、カード申込み欄に必要事項をご記入ください。
- 入会に際して、所定の審査がございます。場合によっては意に沿えないこともございます

Tカード プラス(アプラス発行)会員規約(要約)

- (会員)会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)に入会申込みをされ、当社が入会を認めた会員をいいます。
- (カードの貸与、有効期限)会員1名につき各1枚のクレジットカードを貸与します。また、カード表面に印字された本人に限り利用でき、他人に貸与、譲渡、買入れ、担保提供等することはできません。カードの有効期限はカードに表示しています。有効期限満了後において当社が引続き会員として適当と認めた場合、更新カードを発行いたします。
- (年会費)会員は、当社所定の年会費を支払うものとします。また、支払済の年会費は返還いたしません。
- (暗証番号)会員は、暗証番号に生年月日や自宅電話番号等他人に容易に知られる番号の使用を避けるものとし、他人に知られることのないよう十分注意するものとします。
※当社が暗証番号を会員へ電話等で聞くことは一切ありません。
- (カードの機能)会員は、当社と契約している加盟店、業務提携しているクレジット・カード会社の加盟店、カードに付帯している国際カードブランドに加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店でカードショッピングとカードキャッシングをご利用いただけます。
- (付帯サービス等)会員は、当社またはその提携会社から提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」といいます。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については当社またはその提携会社から会員に対し別途通知します。(1)会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認します。(2)会員は、当社または提携先が付帯サービスおよびその内容を変更および停止することをあらかじめ承認します。
- (カードの利用可能枠)カードの利用可能枠は、当社が決定した額までとします。
- (支払い)カードの利用による利用代金の支払いについては、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)を支払うとし、原則、会員があらかじめ届出た金融機関口座から口座振替により支払うものとします。ただし、あらかじめ当社が他の方法として認めた場合、あるいは支払方法が不備となった場合は、当社が指定した方法で支払うものとします。
- (費用等の負担)会員は、口座振替以外の方法でカード利用代金を支払う場合の送金手数料、カード利用その他費用・手数料等に課税される消費税等公租公課を負担するものとします。
- (カードの紛失・盗難・偽造)会員がカード紛失・盗難・その他事由により再発行を希望した場合は、速やかに当社に連絡のうえ、警察または文番に届出し、当社に届出書を提出するものとします。
- (カードの再発行)当社は、カードの盗難・紛失・その他事由により再発行を会員が希望した場合は、審査のうえ原則再発行いたします。その際の再発行手数料は別途定めるものとします。
- (期限の利益喪失)会員は、分割支払金(2回払い、回数分割払いの各回ごとの支払金額)または弁済金(リボリング払いの各回ごとの支払金額)の支払いを遅滞し、当社から20日以上(期間を定めて書面で請求されても支払いがない場合、または、カードキャッシングの返済を1回でも遅滞した場合、当社が下記20.4の規定によりクレジットカード契約を解除した場合、その他当社が定める事由に該当した場合は、期限の利益を失い残金を一括して支払うものとします。(ただし、

- で、あらかじめご了承ください。
- 入会審査時、アプラスから確認のお電話をさせていただく場合があります。
- 以下の会員規約(要約)は、Tカード プラス(アプラス発行)会員規約を要約したものです。Tカード プラス(アプラス発行)会員規約全文および個人情報の取扱いに関する同意事項全文は、法令で規定された大きさ(8ポイント)で印刷してカードお届け時に同封いたします。

- カードキャッシングについては、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。
- (脱会ならびにカードの利用停止と返却)会員は、脱会の際には当社に届出を行うものとします。また、当社が定める事由に該当した場合は会員に通知することなくカードの利用停止、または会員資格を喪失させることができるものとします。会員は、その際カードを当社に返却するものとします。
- (カードの一時利用停止)当社は、カードの利用状況が不審なものとして当社が判断した場合等は、通知せずにカードの利用を一時的に停止することができるものとします。
- (カードの破棄等)脱会、更新前カード等利用不可のカードについて、会員は、カードを切断する等利用不能状態にしたうえで、破棄するか当社へ返却するものとします。
- (届出事項の変更)会員は、住所、氏名、勤務先、指定預金口座等を変更した場合には、当社へ届出するものとします。
- (諸法令等の適用)諸契約に関する準拠法は日本の法律が適用されるものとし、会員は、当社の要求に応じて本人確認等に必要書類を提示、または提出するものとします。
- (債権譲渡)会員は、当社が債権および権利を第三者に担保提供し、または、譲渡すること、当社が譲渡した債権等を再び譲渡することを承諾するものとします。
- (合意管轄裁判所)会員は、紛争が生じた場合、訴訟の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店、各センター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。
- (反社会的勢力の排除)(1)会員は、会員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロの特殊知能暴力集団等⑦前各号の共生者⑧その他前各号に準ずる者(2)会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為(3)当社は、会員が(1)もしくは(2)の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。(4)会員が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合は、または(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであり、当社と(2)のクレジットカード契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに会員とのクレジットカード契約を解除することとできるものとします。
※Tカード プラス(アプラス発行)会員規約とT会員規約・ポイントサービス利用規約の規約内容に相違がある場合は、Tカード プラス(アプラス発行)会員規約が優先いたします。

(要約201806版) 548-2178

個人情報の取扱いに関する同意事項

第1条 (個人情報の収集・利用の同意)

- カード入会申込者および会員(以下これらを総称して「会員」といいます。)(は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。))がカード契約(申込みを含む。以下「本契約」といいます。))ならびに今後の取引に際しての当社との取引の善悪判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報を(以下「個人情報」といいます。))を保護措置を講じたうえで収集・利用することおよび以下の当社の関連会社(以下単に「関連会社」といいます。))と共同して利用することに同意します。
①当社所定の申込書に会員が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族情報、居住状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」(本契約締結後に当社が会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。)(2)会員のカード利用内容。③本契約に関する契約の種類、申込み、契約日、カード番号、カード番号、有効期限、利用可能枠、支払方法、振替口座等の「契約情報」。(4)本契約に関する利用開始後の残高、月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」。(5)会員が申告した会員の年収(世帯年収を含む。)(資産、負債、当社が収集している他のクレジットカード等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力」の判断のための情報。(6)犯罪への収益の移転防止に関する法律に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認が行った際に収集する本人確認に関する事項。(7)当社が必要と認められた場合に、当社が適法に行得る任意票その他公的機関が発行する書面に記載された情報。

【個人情報 を当社と共同して利用する当社の関連会社】

- 社名：株式会社アプラスフィナンシャル
住所：大阪府浪速区湊町一丁目2番3号
 - 社名：株式会社アプラスパーソナルローン
住所：大阪府吹田市豊津町9-1
- (共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス)
- 会員は、当社が本契約を行う者が会員本人に相違ないかを確認するため運転免許証・パスポート等の証明書(記載内容を確認すること(写しのみを含む。))または当社が住民票の写し等を徴収すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む。))に同意します。
 - 会員は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CJ」といいます。))が甲において商品代金等を決済するため、甲の商品管理のため、および売買契約・役務提供契約等(以下「売買契約等」といいます。))に伴うサービスの履行のため、ならびに甲において会員情報の管理のために当社が甲に対して(1)の①乃至③の個人情報を提供すること、および売買契約等の管理の事務処理に必要な情報を当社から提供を受けることに同意します。
 - 会員は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。
 - 当社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第2条 (個人情報の与信連繋業務以外の利用・提供の同意)

- 会員は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他当社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)乃至③の個人情報を利用することに同意します。
①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する。②市場調査、商品開発のために利用する場合。③書面やその媒体(電話を含む。))による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する動議のために利用する場合。なお、当社の具体的な取扱い内容については、当社のホームページに掲載しております。
- 会員は、関連会社が、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)乃至③の個人情報を利用することに同意します。
- 会員は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条(1)①、②、および③の個人情報を利用することに同意します。
- 会員は、別途承認いただくT会員規約に記載された個人情報利用目的のために、当社が甲に対して、第1条(1)乃至③の個人情報を提供することに同意します。また、当社が甲の委託を受けて、甲が周知している情報を集約して提示することに同意します。

第3条 (新生銀行グループにおける共同利用)

- 会員は、当社が、株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます。))およびそのグループ企業(ただし、当社の関連会社を除く。以下「新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。))のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)乃至③の個人情報(ただし、次の個人信用情報機関が取得した個人情報を除く。))をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。
- 会員へ各種商品・サービスの提案、ご案内のため②会員が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ・特典(優遇)をご提供するため③各種商品・サービスの提供に際しての判断のため④新生銀行グループによる各顧客の把握および適切な経営管理のため
 - ※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいいます。共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を利用当社のホームページにて公表します。

第4条 (個人信用情報機関への登録・利用の同意)

- 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業者とする者。以下「加盟機関」といいます。))および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます。))に照会し、会員および当該会員の配偶者(配偶者合算貸付契約の申込みまたは締結をし、当該契約に係る情報が登録されている配偶者に限る。以下同じ。))の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会が登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録される情報を含む。))が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- 会員は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ。))の目的に限り、利用されることに同意します。
- 会員は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合には、その旨が加盟機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員に提供されることに同意します。
- 加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、会員の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知

- し、同意を得るものとします。
- 【加盟機関の名称・住所・電話番号と登録される情報および登録期間】
名称：株式会社シー・アイ・シー(略称C I C) ※割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0570-666-414
URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- 加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、貸付日、契約額、返済方法は利用可能額、買付額、保証額、商品名およびその数量・回数、期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および入金日、入金予定日、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

- 名称：株式会社日本信用情報機構(略称J I C C)
住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5F
電話番号：0570-055-955
URL：https://www.jicc.co.jp/
 - 名称：全国銀行個人信用情報センター(略称K S C)
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/
- ※J I C CおよびK S Cの加盟会員により利用される個人情報は、上記登録情報の中の「債務の支払いを延滞等した事実」となります。なお、貸金業法が適用される取引の場合は、貸金業法で定める「個人信用情報」もJ I C Cの加盟会員により利用されます。

第5条 (個人情報の預託等の同意)

- 会員は、当社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)により収集した個人情報を委託者に預託することに同意します。
- 会員は、当社が債権回収事業に関する特別措置に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む。))をする場合、第1条(1)乃至④の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- 名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
- 名称：アルファ債権回収株式会社
住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- 会員は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
①当社に開示を求めるときは、第11条に記載の窓口または各センター等にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載しております。
②個人信用情報機関に開示を求めるときは、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- 前項に基づき当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 (本規約不同意の場合の措置)

- 会員は、会員が本契約において必要な記載事項(カード申込書面に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条(1)を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社が本契約を拒否する場合があることに同意するものとします。

第8条 (利用停止の申出)

- 第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を提供している場合であっても、会員が第2条および第3条(1)の目的での利用停止の申出をした場合は、当社は、それ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、当社が送付する「ご利用明細書」等に同封する封入用封止停止の申出はできないものとします。

第9条 (契約が不成立の場合の同意)

- 会員は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、会員の返済または支払能力・返済能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条 (条項の変更)

- 本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条 (個人情報に関する問い合わせ窓口)

- 個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。
住所：大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂
担当部署：株式会社アプラス お客様相談室
電話番号：0570-001-770
URL：https://www.aplus.co.jp/

(同意 201810版) 548-2178

カードショッピングのご案内

回数指定分割払い、翌月1回払い(手数料不要)、ボーナス一括払い(手数料不要)、リボルビング払いと、ご自分に合わせた自由設計です。

ご利用分のお支払い方法

国内加盟店 でのご利用分	アプラス加盟店	●翌月1回払い●リボルビング払い ●ボーナス一括払い ●回数指定分割払い
	Mastercard 加盟店	●翌月1回払い(●2回払い) ●リボルビング払い ●ボーナス一括払い ●回数指定分割払い
海外加盟店 でのご利用分	Mastercard 加盟店	●翌月1回払い(●リボルビング払い)

※加盟店により、一部取扱できないお支払い方法がございます。
※「翌月1回払い」には締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。

ご利用可能枠 当社が定めたご利用可能枠の範囲内

回数指定分割払い

支払回数と手数料率

支払回数(回)	1	2	3	6	10
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11
分割払手数料率 (実質年率)(%)	—	—	10.76	12.23	12.88
ご利用代金100円 あたりの手数料の額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00

支払回数(回)	12	15	18	20	24
支払期間(ヶ月)	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25
分割払手数料率 (実質年率)(%)	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27
ご利用代金100円 あたりの手数料の額(円)	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40

※手数料率は、金融情勢等の変動により改定させていただいております。
※ボーナス併用回数指定分割払いの場合、実質年率が上記と異なる場合がございます。

お支払い例

- [30,000円(税込)のお買い物を10回払い(頭金なし)でされた場合]
- 分割払手数料：1,800円=30,000円×6.00÷100円
- 分割支払金：初回お支払い3,900円=31,800円÷(3,100円×9回)
2回~10回目3,100円……(100円未満は端数切捨て)
3,180円=(30,000円+1,800円)÷10回
- 支払総額：31,800円

遅延損害金 6.00%(実質年率)

※ただし支払期間が2ヶ月を超えない支払方法の場合は
14.60%(実質年率)

リボルビング払い 元利定額残高スライドリボルビング方式

手数料率 月利1.50%(実質年率18.00%)

リボルビング払い月々の弁済金

累積利用代金残高	弁済金	累積利用代金残高	弁済金
1~100,000円	3,000円	300,001~500,000円	12,000円
100,001~200,000円	6,000円	500,001~1,000,000円	25,000円
200,001~300,000円	9,000円		

※月々の弁済金の変更をご希望の場合は、アプラスまでご連絡ください。
※月々の弁済金は、定められた最低支払金額(標準コースで3,000円)以上であれば、1,000円単位で変更することができます。

お支払い時期

毎月の締切日(5日)のご利用残高を基に計算し当月27日(休日の場合は翌金融機関営業日)にお支払いいただきます。

計算方法 手数料※=毎月締切日(5日)のご利用残高×月利…月々のお支払い額に含まれます。

※「手数料」とは包括信用購入あっせんの手数料をいいます(以下同じ)。

お支払い例

月々の弁済金(毎月のお支払金額)が3,000円(標準コース)で、9/10に103,000円(税込)をご利用いただいた場合 (単位:円)

お支払日(例)	10月27日	11月27日	12月27日
当月のお支払い前ご利用残高	103,000	98,545	97,023
内 前月からの繰越分	0	98,545	97,023

当月のお支払金額(月々の弁済金)	6,000	3,000	3,000
内 ご利用分への充当分	4,455	1,522	1,545
内 手数料	1,545	1,478	1,455

当月のお支払後のご利用残高	98,545	97,023	95,478
---------------	--------	--------	--------

遅延損害金 14.60%(実質年率)

カードキャッシングのご案内

カードキャッシングをご利用される場合のご案内となります。全国の提携金融機関のATMでカードキャッシングをご利用いただけます。お支払いは、一括払いとリボルビング払いの2通りです。(海外でのご利用は一括払いのみとなります。)

ご利用可能枠 10~99万円 ※新規ご入会時のキャッシング枠の上限は50万円までとなります。

返済の方式・貸付利率

返済の方式	一括返済	元金定額返済リボルビング
貸付利率(実質年利)	18.00%	

※お支払いのお利息は、日割計算といたします。
※利率は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。
※リボルビング払いの返済期間はカードの有効期限までとします。ただし、カード更新により自動的にその有効期限まで継続されるものとします。

返済期間・返済回数

一括払い	27~57日(ただし暦による) / 1回 ※海外でのキャッシングをご利用の場合、売上データ授受の関係で、期間が異なる場合がございます。
リボルビング払い	あらかじめ定められた金額により、元金と利息を完済するまでの期間、回数。ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れる場合、返済期間、返済回数も変動します。

リボルビング払い月々のご返済額

a	b	c	d	e
10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

当初、リボルビング月々のご返済額は10,000円とさせていただきます。
※月々のご返済額の変更をご希望の場合はカードお届け後、アプラスまでご連絡ください。
※利息は、毎月のお支払い額に加算されます。

遅延損害金 20.00%(実質年率)

担保・保証人 不要

契約内容を確認し、収支バランスを考え、無理のない返済計画を。

お問い合わせ先

株式会社アプラス 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

0570-008-789[受付時間 9:30~17:30 (日祝休)]

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※国際電話、IP電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

登録番号：近畿財務局長(4)第00810号

日本貸金業協会会員：第005541号

【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】
貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

重要

本人確認書類ご提出のお願い
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、公的書類による本人確認が必要となります。カードを申込みの方は本人確認書類(コピー)をご提出してください。

必要書類(コピー) 現在有効なもの、いずれか1点をA4用紙にコピーのうえご提出ください。

- 運転免許証または運転経歴証明書(住所変更されている場合は裏面コピーも必要となります。運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。)
- 運転免許証または運転経歴証明書をお持ちでない方は………
- パスポート(写真および住所のページ) ●マイナンバー(個人番号)カード(お申込ご本人の顔写真・お名前・生年月日・ご住所が記載されている面のコピー [裏面は不要です。])
- 各種健康保険証(お申込ご本人のお名前・生年月日・ご住所のページ) ●その他 ・各種年金手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
- 住民票写し(発行後6ヶ月以内。個人番号が記載されている場合は、個人番号を黒く塗りつぶしてください)

※上記本人確認書類と申込書に記載いただいているご住所が相違する場合は、現住所が記載されている下記の書類のコピーを併せて添付ください。(発行日から6ヶ月以内のもの)

- 国税または地方税の領収書または納税証明書 ●社会保険の領収書 ●公共料金の領収書(電力会社、水道局、ガス会社、NHK、固定電話)
- ※市町村合併によりご住所の表示が異なる場合についても、住所が同一であることがわかる書類(区整証明書等、他の本人確認書類もしくは上記領収書等のいずれか)を併せてご提出ください。
- ※個人番号(マイナンバー)の「通知カード」は、本人確認書類としてお取扱できません。別の書類をご提出ください。

Tカードプラス(アプラス発行GW) サービス案内



「Tカードプラス(アプラス発行GW)」とは

18歳以上(高校生不可)の方が対象

年会費	無料
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●リボルビング払い(元利定額残高スライドリボルビング方式) ●翌月1回払い(「リボかえろ」設定でない場合) ●回数指定分割払い ●ボーナス一括払い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●本カードでカードショッピング・カードキャッシングのご利用が可能です。 ●本カードの暗証番号は自動付番となります。 ●カードのご入会に際しましては、所定の審査がございます。

万が一の時に 空き巣お見舞金サービス

Tカード プラス(アプラス発行GW)には安心が付いています。

●ご住居で、空き巣による盗難損害を被った場合に、お見舞金(1年間の上限5万円)をお支払いいたします。

Tポイント提携先で貯まる! (TSUTAYAを含む)	Mastercard加盟店で貯まる!
特典1 提携先でのTカードご提示で 200円 → 1ポイント (一部提携先では100円) ※提携先によってポイントの対象となるご利用額は 税込・税抜の場合がございます。	特典2 全国のMastercard加盟店 でカード払いすると 200円 → 1ポイント (税込)

任意 NETstation*APLUS

NETstation*APLUSは、カード会員様専用のインターネット総合サービスです。さまざまなサービスをご利用いただけます。もちろんご利用は無料です。ぜひご登録ください。

- ご請求明細照会
- 未請求ご利用明細照会
- お届け内容変更受付

カード申込み ⇒ IDお知らせ(メール) ⇒ パスワードのお知らせ(郵送)
 ⇒ アプラスホームページにアクセス ⇒ NETstation*APLUSにログイン
<https://www.aplus.co.jp>



任意 カードご利用明細書 WEB サービス

このサービスは、カードご利用時に送付する「ご利用明細書」を、当社がお客さまに郵送する方法に代え、お客さま自身がNETstation*APLUSからダウンロードする方法によりその内容をご確認いただけるサービスです。なお、内容の確認にはAdobe Reader6.0以上のソフトウェアが必要となります。カードご利用後、ご請求額が確定しましたら、E-mailでご請求額確定のご案内をいたします。また、ご請求額等の詳細は、ダウンロードのほかにNETstation*APLUSでもご確認いただけます。※ご利用内容等により「カードご利用明細書」を郵送させていただく場合があります。※ドメイン指定受信をされている方は(aplus.co.jp)を受信可能にしてください。ご請求明細確定のご案内メールはnetstation@aplus.co.jpより送信されます。

「NETstation*APLUS」へのご登録、「カードご利用明細書WEBサービスのご利用」に同意された場合、それぞれ「NETstation*APLUS会員規約」「カードご利用明細書WEBサービス利用者規約」が適用されます。

アプラス家賃サービスのご契約と合わせて Tカード プラス(アプラス発行GW) にご入会いただくと

もれなく

特典1



毎月 **100** ポイント

プレゼント!

賃貸契約1年間継続を限度として最大 **1,200** ポイント貯まります!

特典2

ご入会いただいたTカード プラス(アプラス発行GW)に **空き巣お見舞金サービス付帯**

ご住居で、空き巣による盗難損害を被った場合に、お見舞金(1年間の上限5万円)をお支払いいたします。

【本特典についてのご注意】

※カードのご入会に際しましては、所定の審査がございます。
 ※本特典は、アプラス家賃サービスをご契約いただき、Tカード プラス(アプラス発行GW) に新規でご入会いただいた方が対象です。

<特典1について>

※家賃サービス引落とし開始月を含む12ヶ月間がポイント付与の対象です。付与期間中に付与されるポイントは、賃借費用にかかわらず毎月Tポイント100ポイントとなります。
 ※Tポイントは、Tカード プラス(アプラス発行GW) にご入会後の家賃サービスの引落とし月の翌月より毎月17日頃に付与されます。
 ※口座振替以外の方法でお支払された分は、ポイント付与の対象外となります。
 ※約定日に口座振替ができなかった場合、ポイント付与されません。
 ※アプラス家賃サービスのご利用が退去等の理由で終了した場合、およびTカード プラス(アプラス発行GW) を解約された場合は、Tポイント付与も終了となります。

<特典2について>

※アプラス家賃サービスのご利用が終了しても、本サービスは引き続きご利用いただけます。

必見！！

- ・忙しい方
- ・賢く引越しをしたい方
- ・何から始めるか迷っている方

**お客様の最善を
最短で提案**

現金キャッシュバック
最大 **45,000円**

提携引越し業者



株式会社まごころこめておつきあい
サカイ引越センター



T-NET引越センター

業界歴20年の豊富な経験と
専門家が集まるプロ集団



**Happy Moving
LIVE引越サービス**

サービス提供会社



ichimaru.inc

株式会社 いちまる

〒124-0024 東京都葛飾区新小岩2-10-9 バルコスビル6F

- ・IT通信事業
- ・暮らしサポート事業
- ・パートナー事業
- ・アライアンス事業

WEBサイト: www.ichimarus.jp

三方よし！



…お問合せ・お申込みはこちらから…

通話料無料のフリーコール

0800-500-6062

年中無休/土日祝も営業 受付時間10:00~20:00

暮らしサポートのWEBページ

<https://life-support.xii.jp/ich/>



今だけの特典あり!



当窓口限定キャンペーン



引越しまとめてセット割

提携企業様限定

割引コード

THIS SPECIAL COUPON

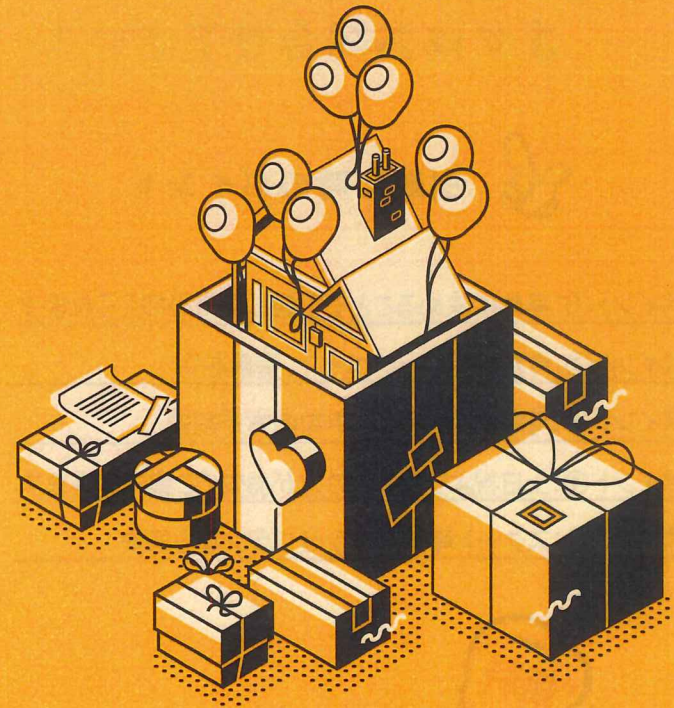
0911

暮らしサポート

新生活のトータルプランナー

お得な
ご案内!!

三方よし！



通話料無料のフリーコール

0800-500-6062

年中無休/土日祝も営業 受付時間10:00~20:00

ichimaru.inc

引越しからライフラインの提案まで新生活に必要なことを全てワンストップで提案します！



新居が決まったら
まずはお問合せ下さい！

引越し時のポイント

- ポイント①: 早めに決めることで引越し費用を抑えられます
- ポイント②: 今だけのキャンペーン、特典あり!
- ポイント③: 月末よりも月初～中旬の方が割安
- ポイント④: 土日祝よりも平日の方がお安くご案内できます
- ポイント⑤: スタート時間おまかせプランなら格安

案内は
“無料”
です♪

まずは気軽にお見積り下さい

通話料無料のフリーコール

0800-500-6062

年中無休/土日祝も営業 受付時間10:00~20:00

「従来」

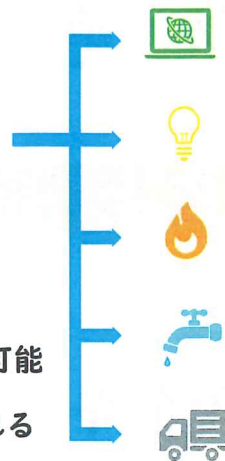
お客様が各社へ開栓などの手続きを行っていた…



「暮らしサポート」



- ・煩雑な手続きの**手間削減**
- ・**最適なサービスと業者**選択が可能
- ・様々な**キャンペーン**を受けられる



暮らしサポートで実現できること！！

ベストな提案

IT通信事業で培った経験を活かし
お客様の環境にあった提案ができます。
様々なサービスがある今、ベストな選択を！

アイミツ

複数の提携企業から見積もりを取り、
アイミツを取ることで適正な価格で
のご案内が可能に！

窓口が1つに

どこに問い合わせればいいのか？
その悩みが解決します！
何かお困りごとの際は「暮らしサポート」へ

お得に

様々なキャンペーンやセット割を用意しております！
還元についても現金キャッシュバックのため
新生活の経費にあてがって頂けます。

面倒手間なく

面倒な手続きを代行します！
よりスムーズに新生活を始める
お手伝いをさせていただきます！

賢く

大切な時間とお金。
最短時間で最適な提案をモットーに
賢い引越しプランの提案を致します。



暮らしサポート

引っ越しからライフラインの提案までを一括してご案内をさせて頂いております。

窓口限定のキャンペーンを用意しておりますのでお気軽にご相談下さい。

詳細につきましては下記URLより確認下さい。

暮らしサポート : <https://life-support.xii.jp/ich/>



フリガナ			
お名前			
連絡先			
メールアドレス			
現住所	〒	ご入居 予定日	
	都-道-府-県		
	物件名		
新住所	〒	ご入居 予定日	
	都-道-府-県		
	物件名		

↓ ライフライン案内情報 ↓

※該当する項目にチェックください (案内無料、気軽に相談ください)

インターネット	相談したい	<input type="checkbox"/>	案内希望	<input type="checkbox"/>
ガス、電気	電力	20A		<input type="checkbox"/>
		一括供給		<input type="checkbox"/>
		オール電化		<input type="checkbox"/>
	ガス	都市ガス		<input type="checkbox"/>
		LPガス		<input type="checkbox"/>

ご連絡 ご希望時間	<input type="checkbox"/>	いつでも可	
	<input type="checkbox"/>	(:) ~ (:) 可	
備考			

担当 : _____